

住居表示に関する質問

【住居表示・新しい住所について】

質問	回答
住居表示を実施するメリットは何ですか。	土地の地番を住所として使用している場合、住所が何千番台まで存在し、番号が大きく飛んでいる部分も存在しています。同じ番号の住所を使用している等、住所が複雑になっているような地区もあるため、建物ごとに順序よく番号を付ける住居表示制度により、地元住民以外の方でも住所が特定しやすくなるというメリットがあります。
住居表示実施前に住所変更の手続をすることは可能ですか。	事実が発生した後でなければ住所変更の手続をすることができないため、住居表示実施日以降にお願いします。ただし、住居表示のお知らせ用はがきについては、住居表示実施日より前に投函できます。
今後、建替えをした場合、その都度、新築の届出を行わなければなりません。	建物を取り壊して、建て替えた場合には申請が必要になりますので、御協力をお願いします。
住居表示に関する建築物の新築等届出書を申請しなかった場合は、何か問題がありますか。	住民登録の手続の際に、区役所の窓口で住居表示の台帳を確認しているため、住民登録がその場ですぐできない場合があります。
住居番号が順番になっていなかったり、飛んでいたりするところがあるが、なぜですか。	住居表示の番号は、建物の出入口の位置によって、番号を決定しています。そのため、建物が隣り合っている場合でも、出入口の方向によっては、住居番号は隣り合わないことがあります。また、通路の奥に土地が広がっているなど、今後新しい建物が建つことを想定して、番号を残していることもあります。
新住所の表し方で、一定戸数以上のマンション・団地等の場合、部屋番号が住居番号に組み込まれる表記になるようですが、マンション名の後に部屋番号を記入してよいですか。	簡易的な手続及び郵便物の宛先等については、ハイフンでつないだり、マンション名の後に部屋番号を書いていただいても差し支えありません。一方で、住民票と同じ表記が求められる手続の際には、部屋番号を住居番号に組込んで御記入ください。
インターネット上の地図等について、いつ住居表示実施後の住所に変わりますか。	定期的に地図の更新を行っていると同っていますので、更新されるまで今しばらくお待ちください。

【郵便・宅配について】

質問	回答
「住居表示のお知らせ」用はがき（無料）が足りなくなった場合、どうすればいいですか。	在庫がある限りはお渡しすることができます。管轄の郵便局にお問い合わせください（住居表示のしおり2ページ参照）。
「住居表示のお知らせ」用はがきと、「住居表示変更通知書」の違いは何ですか。	はがきは、親せきや知人等に対して、新しい住所をお知らせいただくためのものです。通知書は、皆様の住所が変わったことを市が証明し、住所変更の手続の際に使用していただくものです。
旧住所で宛先が書かれた郵便物はいつまで配達されますか。	住居表示実施後も5年程度配達されると伺っています。それ以降は、住居表示実施時の資料により可能な範囲で配達されます。
「住居表示のお知らせ」用はがきを同封の茶封筒に入れず、そのまま投函してもよいですか。切手は貼らずに投函して大丈夫ですか。	そのまま投函していただいても差し支えありません。また、「住居表示のお知らせ」用はがきについては、切手の貼付は不要です。
保険会社に「住居表示のお知らせ」用はがきを送付すれば、住所変更がされますか。	はがきは親戚や知人へお知らせいただくためのものであるため、皆様の住所変更は、各社の様式にしたがって、手続をする必要があります。（住居表示のしおり12ページ参照）
民間の宅配業者に対しては、住居表示の通知等はしていますか。	本市から、主要な宅配業者に対して、お知らせとともに、住居表示新旧対照案内図（カラー地図）を送付しています。

【住居表示変更通知書・住居表示変更証明書について】

質問	回答
「住居表示変更通知書」及び「住居表示変更証明書」の有効期限はありますか。	通知書は、住居表示実施時点での住所変更を証明するものであるため、有効期限はありません。ただし、手続先によっては発行日から〇〇日以内の証明書が必要になる場合があります。その際は、高津区役所区民課で「住居表示変更証明書」（手数料無料）の交付を受けてください。
「住居表示変更通知書」のコピーでも、各種手続は可能ですか。	通知書は川崎市長印があり、一般的にコピーでの手続は不可ですが、手続先によっては可能な場合があると思われますので、手続先にお問合せください。
こども（15歳未満）の「住居表示変更通知書」が同封されていません。手続先から、こどもの名義の証明書が必要と言われました。どうすればよいですか。	通知書は、15歳以上の方を対象に、一人につき5通を封筒に入れてお届けしています。15歳未満の方について住所変更の証明が必要な場合は、住居表示実施日以降に、高津区役所区民課で「住居表示変更通知書」と同じ効力をもつ「住居表示変更証明書」（手数料無料）の交付を受けてください。
会社への住所変更の手続について、住民票を取得して提出する必要がありますか。	「住居表示変更通知書」が住所変更の証明書になるため、住民票の写しを取得して提出する必要はありません。

【本籍について】

質問	回答
住居表示実施地区内にある本籍の表示方は、どのように変更されますか。	住居表示実施地区内にある本籍は、 新しい町名＋従来之地番 で表されま す（住居表示のしおり5ページ参照）。
住居表示実施後の住所と本籍が一致しないのはなぜですか。	住居表示は建物ごとに住所を付けていますが、従来の本籍は法務局に登 記されている土地の番号を用いた表記をしているためです。
本籍を新住所と同じ表示に変更できますか。	街区符号 を用いて本籍を表示することができます。 その場合、 転籍届 （管轄の区役所区民課）が必要です。 （住居表示のしおり5ページ参照） ※転籍をした場合は、住居表示実施日以降に送付される「本籍の表示変 更通知書」が運転免許証記載事項変更の手続等に使用できなくなります。 別途、転籍による本籍の変更を証明するために住民票等（有料）を 取得する必要があります。
住所が住居表示実施地区内、本籍が実施地区外にある場合、所管の役所で手続が必要ですか。	区長名で各市町村に通知を送付しますので、住所を記載している戸籍 の附票については、住居表示実施に伴い新住所が記載されるため、特 に手続は必要ありません。
住所が住居表示実施地区外、本籍が実施地区内にある場合、手続が必要ですか。	運転免許証など本籍を登録しているものは、変更の手続が必要になりま す。
「本籍の表示変更通知書」が足りなくなった場合はどうすればよいですか。 コピーでも手続可能ですか。	住居表示実施日以降に高津区役所区民課で「 土地の名称等の変更証明 書 」（手数料無料）を請求してください。（住居表示のしおり4ページ参 照）一般的にコピーでの手続は不可ですが、手続先によってはコピーで も可能な場合があるので手続先にお問合せください。

【土地・建物、法人登記申請等について】

質問	回答
土地家屋の登記について、地番や家屋番号は以前と変わらないのでしょうか。	「上作延字〇〇」となっていた部分が「上作延〇丁目」などに変わ り、地番や家屋番号（数字）の部分は変わりません。

土地登記簿・建物登記簿の表題部は「手続が不要なもの」となっているのに、所有者の住所は「手続が必要なもの」となっているが、どうして届出が必要なのですか。	表題部は、所在や面積などが書かれている部分で、法務局の職権で新しい町名が記載された表記に変更できますが、権利部（所有者の名前や住所が書かれている欄）については、職権で変更できないため、住居表示による住所変更の手続をしていただく必要があります。
土地と建物の登記手続は、すぐに行う必要がありますか。	住居表示実施による住所変更の場合は、登記の権利内容が変わるわけではなく、期限もないため、売買等のときまでに手続をお願いします。
川崎市内にある土地の登記簿の所有者の住所変更手続は、横浜地方法務局川崎支局又は麻生出張所のどちらで行ってもよいのでしょうか。	不動産登記簿を管理する法務局で手続を行う必要があります。 ○川崎・幸・中原区の土地、建物⇒ 横浜地方法務局川崎支局 ○高津・宮前・多摩・麻生区の土地、建物⇒ 横浜地方法務局麻生出張所
土地と建物の名義が異なる場合の手続はどうすればよいですか。	住居表示実施地区内に居住している名義人について、土地と建物それぞれの所有者住所欄の住所変更手続が必要です。
不動産の共有名義人のうち、実施前の住所を使用している者が2人いる場合、共有名義人全員の手続が必要ですか。	所有者全員ではなく、対象者の2人のみ住所変更を行ってください。手続は1回で行うことができますが、2人とも住所変更が必要となります。
実施地区外に土地を所有している場合はどうすればよいですか。	川崎市内に土地を所有している場合と同様の手続を、所有している土地を管轄する法務局で行うことになります。
法務局に持っていく書類として、何が必要ですか。	住居表示のしおり10ページ記載の「必要なもの」を御覧ください。可能であれば登記済証（権利証）または登記事項証明書もお願いします。
登記をするのに費用はかかりますか。	住居表示実施による住所の変更登記については、通知書を提出することで登録免許税は免除（無料）になりますが、司法書士等に依頼する場合は、その方に支払う手数料等がかかりますので、御注意ください。
不動産の住所変更手続の際、登記申請書は郵送可能ですか。	全国の法務局で、郵送による手続が可能です。登記完了後登記完了証が交付されますので、返信用封筒（郵便料金+簡易書留代の切手を貼付したもの）を同封してください。連絡先を忘れずに記入してください。
建物が建っていない土地（私道等）の所在の表記はどうなりますか。	住居表示は建物に住所を付ける制度のため、建物のない場所には住居番号は付きません。所在は、 新しい町名+従来の地番 で表します。
不動産を複数所有している場合でも変更手続の登記申請書は1枚でも可能ですか。	同じ法務局の管轄であれば可能です。また、別添の形で一覧にさせていただくことも可能です。
登記申請書の書き方に不安がある場合、どこに相談すればよいでしょうか。	法務局では登記の相談窓口を設置していますので、事前に電話予約をしていただければ書き方について御案内します。
不動産登記の変更手続を代理人がする場合、委任状は必要ですか。	代理人による手続の場合は、委任状が必要です。委任状は、所定の用紙以外でも申請することができます。完成した書類の提出のみであれば、どなたでも問題ありません。
登記申請書の不動産番号は、登記済証に記載されていますか。	不動産番号は、登記事項証明書に記載されていますが、登記済証には記載されていません。申請書には不動産番号を記入しなくても問題ありませんが、登記済証記載の所在、地番、地目及び地積は記入してください。
法人登記について、所在地、役員住所の変更手続期限が、2週間と決まっているのはなぜですか。また、期限までに手続しなかった場合はどうなりますか。	変更手続の期限については、会社法第915条に規定されており、期限が過ぎた場合は、過料という反則金の対象となるため、速やかに申請してください。期限を過ぎてしまっても、変更手続は可能です。
会社の登記で本社が地区外にあり、役員が地区内に住んでいる場合、手続は必要ですか。	役員の表示変更手続をする必要があります。その際、役員個人名義の「住居表示変更通知書」を御使用ください。

【自動車検査証について】

質問	回答
自動車検査証の住所変更は「実施後速やかに」としおりにありますが、どれぐらいまで大丈夫ですか。自動車検査証に記載されている住所の変更手続を期限までにしなかった場合はどうなりますか。	道路運送車両法により変更手続の期限について原則は15日以内と規定されており、期限が過ぎた場合には罰則が適用されるとなっておりますが、実際に罰則が適用された事例はなく、次回の車検時・売却時に合わせて変更しても問題ないと伺っています。また、期限を過ぎても変更手続は可能です。
自動車検査証の手続について、運輸局に直接車を持って行く必要がありますか。また、名義人以外での手続は可能ですか。	手続の際に、運輸局に車を持って行く必要はありません。また、代理人による手続も可能であり、委任状を持って行く必要もありません。
車検を行う際に、ディーラーや車検業者等経由で手続することは可能ですか。	ディーラーや車検業者等による手続も可能ですが、車検手続の手数料以外に別途手数料が発生する可能性がありますので、事前に御確認ください。
自動車の自賠責保険や任意保険については、車検の手続をすれば、それらの保険についても自動で切り替わりますか。	保険を契約した代理店等で手続していただく必要があります。車検証の更新後、手続をお願いします。
自動車のナンバーが県外の場合、手続は必要ですか。	所有者の住所が住居表示実施地区内であれば手続の必要があるので、登録している管轄の事務所にお問い合わせください。
車検のない軽二輪（125ccを超え、250cc以下）の軽自動車届出済証については、手続が必要ですか。	住所変更の手続は必要ですが、売却等するまでに手続をお願いします。
原動機付自転車（125cc以下）の住所変更は必要ですか。	原動機付自転車については、手続は不要です。

【運転免許証、車庫証明について】

質問	回答
運転免許証の住所変更や本籍変更は更新の際に併せて行うことは可能ですか。	更新の際に行っていただいても、問題ありません。（住居表示のしおり9ページ参照）
平日に警察署に行けない場合は、どうすればよいですか。	代理人による手続が可能です。窓口にお越しになる方の本人確認できる書類が必要になりますので、御用意ください。
運転免許証の手続について、通知書等のコピーを提出しても大丈夫ですか。	通知書等については、必ず原本の提出をお願いいたします。その際、原本の還付を求める場合には、その旨お伝えください。また、窓口で写しを取らせていただくことがありますので御了承ください。
運転免許証の本籍欄は個人で手続をしなくても変更されますか。また、本籍欄を変更する場合は「本籍の表示変更通知書」が必要ですか。	運転免許証の本籍欄については、手続をする必要があります。本籍が実施区域内にある方は、「本籍の表示変更通知書」（または土地の名称等の変更証明書）が併せて必要になります。（住居表示のしおり9ページ参照）
車庫証明の住所変更の手続は必要ですか。また、家とは別に賃貸駐車場を借りているが、その住所はどうなりますか。	住居表示実施による住所変更において、車庫証明の変更は不要です。建物のない青空駐車場等については、住居表示ではなく、地番を所在地とするため、新しい町名と従来の地番で表示します。

【税関係について】

質問	回答
税務署からの書類が古い住所で来ているが、新住所で書かなければならないでしょうか。	住居表示実施後の新住所を記入してください。なお、住居表示の実施については税務署にも通知していますので、旧住所で書いたとしても問題ありません。

<p>個人事業主が税関係で手続する必要はありますか。また、期限はありますか。</p>	<p>原則として手続は不要です。ただし、住民登録が別のところにあり、事務所（納税地）のみ住居表示実施地区内にある場合、手続が必要になることがあります。期限については、「所得税（消費税）の納税地の異動に関する届出書」は実施後速やかに、「個人事業の開廃業等届出書」及び「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」は実施後1か月以内となっています。</p>
--	---

【保険証医療証、マイナンバーカードについて】

質問	回答
<p>国民健康保険被保険者証、後期高齢者被保険者証、介護保険被保険者証は住所変更しないでそのまま使えますか。</p>	<p>保険証の番号などは変わりませんので、そのままお使いいただけます。次回の切り替えの際に新しい住所のものをお送りいたします。</p>
<p>国民健康保険被保険者証等の変更手続は、市で全て行うことはできませんか。</p>	<p>市で管理している台帳などは、市の職権で変更できます。皆様のお手元にある保険者証等は、旧住所でも使えますが、新住所での記載を希望される場合は、区役所来庁の際に担当部署で手続をしてください。</p>
<p>国民健康保険被保険者証の住所変更は、家族であれば全員分の手続が可能ですか。</p>	<p>同世帯であれば手続をすることが可能です。念のため、通知書を御持参ください。</p>
<p>特定疾患の場合、医療証などは個人で住所変更の手続をしなければなりませんか。</p>	<p>住居表示のしおり7ページ記載の医療証は代表的なものですので、記載されていない場合は、それぞれの担当部署にお問合せください。</p>
<p>特定医療費（指定難病）の受給者証は新しい住所のものが送られてくるのでしょうか。</p>	<p>次回切り替えの際にお送りしますが、その前に必要な方は、担当部署（高津区役所地域ケア推進課）で手続されますと、後日新住所の受給者証を郵送することが可能です。次回切り替えまでは、現在の受給者証のままでもお使いいただけます。</p>
<p>マイナンバーカードの住所変更の手続について、窓口ですぐに対応してもらえますか。</p>	<p>高津区役所区民課の窓口（午前8時半から）は、午前中の早い時間帯が比較的空いています。また、月曜日、金曜日、祝祭日の翌開庁日、連休前後の開庁日は混雑が予想されます。</p>
<p>マイナンバー通知カードについては、何か手続はありますか。</p>	<p>マイナンバー通知カードには、新住所を記載することができません。住居表示以外の事由でも、同様です。マイナンバー確認用の書類として保管してください。</p>

【年金関係について】

質問	回答
<p>年金について手続が不要な人と必要な人がいますか。</p>	<p>現在、国民年金及び厚生年金を受給している方、並びに国民年金第1号被保険者の方は手続が不要です。厚生年金被保険者の方及び国民年金第3号被保険者の方は、勤務先等を経由して手続が必要です。企業年金についても手続が必要となりますので、企業年金の管轄の事務所等に確認してください。</p>
<p>遺族年金、医療年金、生命保険など住所変更手続は必要ですか。</p>	<p>日本年金機構や行政が所管する年金は原則不要です。民間企業の年金や生命保険は手続が必要になりますので、各会社へ御確認ください。</p>
<p>厚生年金の住所変更の手続については、どうすればいいのでしょうか。</p>	<p>会社経由での手続をしていただく必要がありますので、お勤め先の会社へお問い合わせください。</p>
<p>住居表示のしおり8ページに「マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方、住民票の住所以外の居所を登録している方は、住所変更手続をする必要があります」とあるが、どういう意味ですか。</p>	<p>マイナンバーと基礎年金番号が結びついている場合、住民票の異動情報を取得することにより住所変更届等を省略できますが、左記の方は、住所等の変更情報が得られないため、被保険者の住所等に変更があった際は、引き続き住所変更届等を提出していただく必要があります。</p>

【その他変更手続について】

質問	回答
銀行（ゆうちょ銀行含む）、証券会社、保険会社等の住所変更手続には、何が必要ですか。	「住居表示変更通知書」が必要ですが、手続先によっては、通知書不要、または、通知書の提示で済む場合もあるため、詳細は手続先に御確認ください。
共同住宅のオーナーから、居住者に対して何かお知らせする必要はありますか。	共同住宅の居住者については、本市から個別で「住居表示変更通知書」等の資料一式を配布しているため、オーナーからお知らせいただく必要はありません。住居表示実施日以降に入居される方には、新住所をお伝えください。
土地と建物を借用して事業を行っているが、何か手続はありますか。	借りている方の手続等はありませんが、貸主の方に土地の町名が変わったこと及び建物の住所が変更されたことの御連絡をお願いいたします。
パスポートには、ＩＣチップが埋め込まれているが、新住所の記入だけでよいでしょうか。	問題ありません。最終ページに旧住所の記載がある方は、御自身で二重線を引き訂正してください。
水道などの公共サービスは、手続は必要ありませんか。	住居表示のしおり（８ページ参照）に記載のある公共サービスについては、手続不要です。
携帯電話について、住所変更の手続は必要ですか。	携帯電話については、住所変更の手続が必要となりますので、個別に手続をお願いします。

【小型町名表示板・住居番号表示板について】

質問	回答
小型町名表示板、住居番号表示板を取付けなければいけないでしょうか。	建物の所有者等には、小型町名表示板・住居番号表示板を同封していますが、この表示板を使用せずに別の方法（郵便ポストに新住所を記載するなど）で住所を表示していただいても、問題ございません。なお、住居表示に関する法律において、建物の所有者等は見やすい場所に住居番号を表示しなければならないとされていますが、表示しなかった場合の罰則等の規定はありません。
表示板の取付けについて、しおりでは接着剤等で取付けとなっているが、取り付けられない場合に他に良い方法はありますか。	取り付ける箇所に応じた専用接着剤を厚めに塗って取付けてください。また、建物の所有者等に同封した小型町名表示板・住居番号表示板を使用せずに、別の方法（郵便ポストに新住所を記載するなど）で住所を表示していただいても、問題ございません。